

十九八七	六五四	三二一	人基年〇 向づ財個財 平け務省人向 成国債令告示 二債の平成第 十發行二十八年 八債の三十條 十年行八百五 二件等二月九 等を九月九日 に次月十五日 のと十五日十 五條第十四項 の規定期十四 個に〇
初利発発 期率行行 利価日 子格	振額最 替低 單額 位面 金	用振の法 等替條 法項及 の適そ 發行 行額 額	名稱及 び根拠 號記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十八數又の 支次九五百八倍は規 払の年パ円年の記定 う算五丨に十金録に 。式月セつ一額はよ たに十ンき月に、る だより五ト百十よ最振 しり日円五る低替 、算を日も額口 支出支の面座 払し払と金簿	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「振成 四額機用振株式 万で関を替第 円六は受法等の 百日受け法律 八十銀もとの振替 七行のものう。第 億とし。一の九 千する、の二。 。そ規。	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「振成 四額機用振株式 万で関を替第 円六は受法等の 百日受け法律 八十銀もとの振替 七行のものう。第 億とし。一の九 千する、の二。 。そ規。	一百額の定以律社 万四面振の下へ平成 円十金替適「振成 四額機用振株式 万で関を替第 円六は受法等の 百日受け法律 八十銀もとの振替 七行のものう。第 億とし。一の九 千する、の二。 。そ規。

十一
十六
十五
十四
十三
十二
十一

の後
払
償
取
途
込
還
扱
換
場
期
い
金
所
日
額
限
第二期以
利子

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$$

期が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

毎年五月十五日及び十一月十五日を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属す
日を成り立つ。各支払期にお
いて、その日以後六月間に属す
日を支払う。

(一) 式次行額面金額百円につき百円
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
九年十一月十五日以後において
は、その買取金額は、
式による区分に応じ、それぞれの算
額に相当する。

(二) 平成二十九年十一月十五日前
までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 第二期利子
に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)
の場合
額面金額 + 経過利子に相当す
る金額 - 利子に相当する金額
× $\frac{79.685}{100}$ × 2

払元利金所支

(二) 平成二十九年十一月十五日
 前面金額 + 経過利息に相当する額
 までの額 - (初期利息に相当する額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利息)

平成二十九年五月十五日前
 の場合の額
 本銀行
 日本銀行
 金額 - 経過利息に相当する額